鹿田キャンパスで学ぶ学部学生・大学院生各位

 医歯薬学総合研究科長
 成瀬
 恵治

 保健学研究科長
 廣畑
 聡

 医学部長
 豊岡
 伸一

 歯学部長
 大原
 直也

 薬学部長
 狩野
 光伸

 岡山大学病院長
 前田
 嘉信

令和6年4月1日以降の新型コロナウイルスに関する対応について

1 新型コロナウイルス感染症と診断された場合【罹患時】

- ①まず、新型コロナウイルス感染症と診断されたことを所属学部・研究科の教務担当(以下「教務担当」という。)に報告して、必要な指示を受けてください。
- ②出席停止期間は、次のとおりとします。 発症日を0日目として、5日間を経過し、かつ、解熱した(解熱剤を使用せずに37.0度未満又は普段の体温まで低下)後2日間を経過するまで。

例:4月10日午後8時に発症して発熱が継続していたが、14日午前10時に解熱した場合、 16日午後12時まで出席停止となります。

2 新型コロナウイルス感染者と濃厚に接触していた場合【濃厚接触時】

- ※濃厚接触とは、どちらかマスクなしで15分以上、1m以内の距離で話をした場合、短時間であっても広範囲に身体接触のあった場合などの状況をいいます。
- ①出席停止や自宅待機の対象とはなりません。
- ②まず、新型コロナウイルス感染者と濃厚接触したことを教務担当に報告して、必要な指示を受けてください。
- ③病院実習生(臨床実習生)においては、家族や周辺の者が体調不良を呈している間は、普段より 厳格に感染対策を行ってください(例:数日間は、屋内外を問わずマスク(不織布)を着用し、 他者との接触を必要最小限にとどめる)。
- ④病院実習生(臨床実習生)においては、早急に実習先に連絡して指示を受けてください。家族や 周辺の者が体調不良を呈している間は、マスクを着用できない患者さんに対して15分以上の接 触にならないよう、実習内容の調整をお願いしてください(例:代替課題を与えてもらう)。
- ⑤発熱などの症状を呈した場合、新型コロナウイルス感染症関連検査を受けて(厚生労働省に承認された迅速キットを用いて、自身で検査するのも可)、その結果を教務担当に報告してください。

3 出席停止期間に係る公欠の扱いについて

上記1の出席停止期間については公欠として扱います。教務担当の指示に基づき、授業公欠届を提出してください。

日頃から、基本的な感染対策を励行してください。

※薬学部(薬学系)は、臨床実習生が適用となります。